

大阪市経済戦略局より

新型コロナウイルスにかかる企業調査について

2月19日(水) 締切!

新型コロナウイルスによる中小企業の経営への影響が懸念されています。

国では、売上高の減少が見込まれる中小企業の資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証とは別枠の保証を行う制度〔セーフティネット保証4号〕があり、この制度を活用するには、国の指定を受ける必要があります。

大阪府から市内企業の影響状況について調査依頼が来ておりますので、添付の調査票にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、調査締め切りが明日 19日(水)までとなっております。

ご記入いただきました調査票は、

ga0006@city.osaka.lg.jp

大阪市経済戦略局産業振興課宛

送付いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスによる被害状況調査

【貴社名_____】

新型コロナウイルスの影響についておうかがいします

Q1 新型コロナウイルスによる貴社の被害内容について教えてください

[_____]

(記載例)

- ・訪日外国人の減少により売上が減少
- ・訪日外国人客からの宿泊等の予約キャンセルの発生により売上が減少
- ・原材料、商品などの調達に支障が生じ、生産や販売が減少
- ・顧客の生産・販売の縮小により自社の売上が減少
- ・現在、直接被害はないが、〇〇〇により今後の売上減が見込まれる など

Q2 貴社の状況は、セーフティネット保証 4 号の要件(※)に該当しますか

※新型コロナウイルス感染症に起因して、最近 1 か月の売上高等が前年同期比で 20%以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれる中小企業者

1. 該当する
2. 該当しない
3. わからない

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

(※)セーフティネット保証 4 号

災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

売上減少等における一定の基準(※)を満たし、市の認定を受けた中小企業はセーフティネット保証に対応した大阪府制度融資に申し込むことが可能となります。(制度融資の利用には審査があり、融資・保証が約束されるものではございませんのでご注意ください。)

※指定地域において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者であり、災害等の影響により、最近 1 か月の売上高等が前年同期比で 20%以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれること

参考：<https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180903007/20180903007-3.pdf>